

## 函館市養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ひとり親の養育費に関する債務名義の取得を促進することにより、養育費の取決め内容の継続した履行の確保と経済的自立への支援に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子または同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、現に児童を扶養している者をいう。
- (2) 債務名義 民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条各号に掲げるもの

### (対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、函館市に居住するひとり親であつて、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 養育費の取決めに係る費用を負担したこと。
- (2) 養育費の取決めに係る債務名義を有していること。
- (3) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

### (補助の対象および補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、養育費の取決めに要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に規定する手数料
  - (2) 家庭裁判所に対する調停の申立てまたは裁判に要する収入印紙に係る費用
  - (3) 公証人役場または家庭裁判所に提出する戸籍謄本等の書類の取得に要する費用
  - (4) 公証人役場または家庭裁判所に提出する郵便切手に係る費用
- 2 補助金の額は、補助対象経費の全額（その額が3万円を超える場合は3万円）とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、函館市養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付申請書（様式第1号）を、債務名義を取得した日（令和4年4月1日以降の日に限る。）から1年以内に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 当該申請者およびその扶養している児童の戸籍謄本または抄本および世帯全員の住民票の写し

(2) 補助対象となる経費の領収書（申請者が負担したものに限る。）

(3) 養育費の取決めを交わした債務名義

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、交付することが適当と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を行ったときは、申請者に対し函館市養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、函館市養育費に関する公正証書等作成支援補助金却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定に付された条件に違反したとき。

(3) その他市長が取り消す必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、交付申請書の取下げがあった場合または交付決定を取り消した場合で、当該補助金を既に支払っているときは、補助金の全部または一部を

返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、函館市補助金等交付規則（昭和62年規則第43号）に定めるところによる。

第10条 市長は、この要綱の施行に必要な事項について別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

函館市養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付申請書

(あて先) 函館市長

申請者

住 所：

氏 名：

電話番号：

函館市養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、補助金の交付にあたり、市が証拠資料に関する必要事項ならびに納税状況の確認のため、私に関する公簿等の閲覧や関係機関への調査を行うことに同意します。

補 助 年 度	年度	
補 助 金 名	函館市養育費に関する公正証書等作成支援補助金	
債 務 名 義 取 得 日	年 月 日	※公正証書や調停調書などの作成日
交 付 申 請 額	円	※上限額3万円
添 付 資 料	公簿等により確認することができる場合は、省略することができる <input type="checkbox"/> 申請者および扶養している児童の戸籍謄本または抄本 <input type="checkbox"/> 補助対象となる経費の領収書 <input type="checkbox"/> 養育費の取り決めに交わした文書（債務名義） <input type="checkbox"/> その他、市長が必要と認めるもの	
振 込 先 口 座	金融機関名	支店名 支店
	預金種別	口座番号
	口座名義	(フリガナ) (氏 名)

※函館市使用欄

補 助 対 象 経 費		円	円
		円	円
		円	円
	合計		円
添付書類の写し	<input type="checkbox"/> 戸籍の写し <input type="checkbox"/> 領収書の写し <input type="checkbox"/> 債務名義の写し		

様式第 2 号

函館市養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付決定通知書

函 子 子  
年 月 日

様

函館市長

年 月 日付で申請のあった函館市養育費に関する公正証書等作成支援補助金の交付について、次のとおり決定したので、同補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 金 の 名 称	函館市養育費に関する公正証書等作成支援補助金
交 付 決 定 額	円
交 付 条 件	① 函館市養育費に関する公正証書等作成支援補助金交付要綱の規定を遵守すること。 ② 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部または一部の返還を命ずることがある。

様式第3号

函館市養育費に関する公正証書等作成支援補助金却下通知書

函 子 子  
年 月 日

様

函館市長

年 月 日付けで申請のあった函館市養育費に関する公正証書等作成支援補助金の交付について、次のとおり交付しないことを決定したので、同補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 金 の 名 称	函館市養育費に関する公正証書等作成支援補助金
交 付 申 請 額	円
交付しないことと決定した理由	